

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年11月16日開催 全国地方銀行協会／

令和4年11月17日開催 第二地方銀行協会]

1. 仕組債の組成コストの開示について

- 国民が安定的な資産形成を行うためには、金融商品の組成・販売・管理等の各段階において、金融機関による顧客本位の業務運営を確保することが欠かせないと考えている。
- 組成・販売段階に着目すると、仕組債については、組成や卸売を行う金融機関と、個人に販売を行う金融機関が別であるケースが多く存在する。この場合、顧客は、販売手数料だけでなく、組成や卸売に係るコストも実質的に負担していると承知している。しかしながら、顧客に開示されているのは販売手数料のみであるケースが多く、顧客本位の観点からは、組成段階も含めた全てのコストが開示されることが望ましいと考えており、これまでも様々な場で、そうした問題意識を示してきた。
- こうした中、組成側の金融機関によるコストの開示姿勢が十分ではない、という声がしばしば聞かれたことから、現在、外資系も含めた組成側の金融機関を対象に、販売側の金融機関に対する組成コストの開示への協力態勢について実態把握を行っているところ。金融庁としては、販売側の金融機関においても組成側の金融機関に対してコスト開示への協力を働きかけ、組成側の金融機関がそれに積極的に応えることが望ましいと考えており、業界全体の取組みを通じて、顧客の実質的なコスト負担の透明化が進むことを期待している。
- なお、仕組債を取り扱う金融機関に対しては、これまでも、①経営陣において、仕組債の特徴(複雑な商品性を有しているため、顧客によっては理解が困難な上、実際にはリスクやコストに見合う利益が得られない場合がある点)を踏まえた上で取扱いを継続すべきか否かを検討しているか、②継続する場合にはどのような顧客を対象にどのような説明をすれば顧客の真のニーズを踏まえた販売となるのかを検討しているかといった点についてモ

ニタリングを行うと申し上げてきたところ。

- 現在、組成コストを開示しないまま、仕組債の販売を行っている金融機関も多数存在すると承知しているが、上記②との関係で、このような対応が自ら掲げる顧客本位の業務運営の取組方針に適合的なのか改めて十分に検討いただきたい。

2. 継続的顧客管理に係る丁寧な顧客対応について

- 令和2年10月、継続的顧客管理における顧客情報の更新に際して、顧客から苦情が寄せられる事例が複数見受けられたことから、丁寧な顧客対応をお願いしている。
- しかしながら、依然として顧客対応が原因となってトラブルに発展した事例が複数あると聞いており、中には、窓口職員の説明にご納得いただけない顧客への対応を、金融庁の金融サービス利用者相談室にその場で転送するような事例も認められているところ。
- 各金融機関におかれては、顧客からの照会に対応する部署の職員がリスクベース・アプローチによるマネロン対策等について理解を深め、顧客対応が形式的なものにならないよう、職員に対して継続的に周知徹底を図ることにより、適切な顧客対応を確保していただきたい。
- また、継続的顧客管理における情報更新の考え方については、全ての顧客に一律の時期・内容で調査を行う必要はなく、顧客のリスクに応じて調査をすることで、苦情を減らしたり、回答率を上げるなどの工夫をしている例もあると承知している。
- 継続的顧客管理については、金融庁において政府広報をはじめとした周知活動を行っているほか、本年3月にマネロンガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）を改訂して、情報更新に係る考え方についても明確化を図っているので、参照いただきたい。

3. マネロン対策等のシステム共同化について

- 全国銀行協会において、銀行業界全体でマネロン対策等の高度化を図るべく共同機関設立の検討が進められ、先般（10/13）、新会社の設立を決定し、提供するサービス内容等が公表されたところ。各金融機関の尽力に改めて感謝申し上げる。
- 金融庁としては本取組みに高く期待しているところ、各行においては、持続可能な対策を講じるという中長期的な視野に立って、新会社の利用に関する検討を進めていただきたい。
- また、金融庁としては、先般公表された経済対策において、国民の安全・安心を確保するための施策として、「AIを活用したマネー・ローンダリング対策高度化推進事業」を実施することとした。
- FATF 第4次審査では取引モニタリングや取引フィルタリングの高度化・効率化が必要と指摘されており、第5次審査に向けてこれを確実に実現することは我が国金融業界にとって極めて重要であり、引き続き、各金融機関とともに対応を進めてまいりたい。

4. 暗号資産取引に係る注意喚起について

- 国連安保理・北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが本年10月7日に公表した報告書では、
 - ・ 北朝鮮当局の下部組織とされる「ラザルス」と呼称されるサイバー攻撃グループが、
 - ・ 暗号資産関連企業や暗号資産交換業者を標的にサイバー攻撃を行い、暗号資産の不正な窃取に関与している、と指摘されている。
- また、数年来、日本の暗号資産交換業者も、ラザルスによるサイバー攻撃の標的となっていることが強く推察される状況にある。
- こうした状況を踏まえ、同月14日に、暗号資産取引に関わる個人・事

業者に対し、

- ・ 暗号資産を標的とした組織的なサイバー攻撃が実施されていることを高く認識いただくこと、
- ・ 適切なセキュリティ対策を講じていただくこと、
- ・ 不審な動きを検知したときは速やかに政府に情報提供をいただきたいこと、

を目的として、関係当局（警察庁、NISC）と連名で注意喚起を実施した。

今後、暗号資産やブロックチェーンを活用した業務を行おうとされる場合には、こうした点についても十分に注意いただきたい。

5. 金融機関のイノベーション推進について

- 金融機関が持続可能なビジネスモデルを確保するためには、明確な経営戦略の下で、世界の金融ビジネス、とりわけフィンテックの成果を吸収することが有益。
- こうした点で、既に各金融機関においては、シリコンバレー等への駐在員派遣を通じて積極的にイノベーション推進に取り組まれていると承知している。
- 一方で、金融機関の海外駐在員の活用度は区々であり、
 - ・ 駐在員を送ることが目的となり、手段の目的化が生じていないか
 - ・ 駐在が短期間（2～3年）であるため、駐在員の成果が金融機関の足元のコスト削減にとどまっていないか
 - ・ スタートアップとの協業に際し、本部側が融資の間隔で2～3年の短期で結果を求めるため、長期的な関係が作れていないのではないかといった点を懸念している。

他方、課題解決に向けた好取組事例としては、

- ・ 派遣前から本部の課題が明確で、派遣された職員と本部役員が密に連携することで、フィンテック企業との協働に関する迅速な意思決定が行えており、その結果、派遣されている職員の満足度も高く保たれている先
- ・ 駐在員を5年以上滞在させ、現地ネットワークに入り込もうとしている先
- ・ 駐在員が本部側の投資審査部門への十分な説明を通して本部の失敗許容度を上げ、長期的な投資を可能としている先

などがあると聞いている。

- イノベーションの実現に向けた取組みは長期的な視点が必要であり、チャレンジの過程で短期的に赤字であることや、当初の想定通りいかないことが起こることは、ある意味当然でもあり、経営としても、そのような認識を持って進めていただきたい。
- 金融庁としても、海外フィンテックと日系金融機関の協業を促すためのミートアップの開催等を通じて、日本の金融機関のチャレンジをサポートしていきたいと考えている。本日紹介した事例も参考として、明確な経営戦略の下、金融における世界のイノベーションを取込む施策の継続・強化を行っていただければ幸い。

6. 10月G20財務大臣・中央銀行総裁会議への提出物について

- 2022年10月12・13日に米国・ワシントンDCにてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、会議終了後に議長総括が公表された。また、11月15・16日には、インドネシア議長下の締めくくりとなる首脳会議が開催され、議長国は12月からインドに交代する。
- 2022年のG20では、金融分野における様々な論点（サステナブルファイナンス、ノンバンク金融仲介、クロスボーダー送金の改善、気候関連金融リスク、暗号資産、金融包摂、マネー・ローンダリング等）が議論された。G20への提出物のうち、本日はサステナブルファイナンスと暗号資産に関する報告書を紹介したい。

サステナブルファイナンス

- サステナブルファイナンスに関し、
 - ・ G20 サステナブルファイナンス作業部会が作成した「2022 年 G20 サステナブルファイナンス報告書」、
 - ・ FSB が提出した「気候関連開示に関する進捗報告書」が提出された。

「2022 年 G20 サステナブルファイナンス報告書」

2050 年ネットゼロ目標の達成に向け、排出削減が難しいセクターの着実な移行に向けたトランジションファイナンスの重要性が高まり、今や多くの国際会議で議論されている。

特に 2022 年の G20 では、トランジション活動や投資を特定する手法、投資家への情報提供等に関する原則を定めた「トランジションファイナンスのための枠組み」が策定された。

また、2021 年の COP26 を契機として、ネットゼロにコミットする金融機関も急増した。他方で、中小企業等の排出量見通しについて確たるデータの入手や多排出セクターの段階的移行（managed phase-out）に係る説明責任遂行の困難さも課題となっている。今年の G20 では、こうした論点を踏まえ、金融機関によるコミットメントの信頼性を強化するため、当局、国際ネットワーク、金融機関向けのハイレベルな勧告が策定された。今後も、各国事例の共有などにより、コミットメントの信頼性確保や実施段階における進捗を追跡する取組みのフォローなどが期待されている。

「気候関連開示に関する進捗報告書」

気候関連開示に関する FSB の報告書では、

- ✓ 国際的な枠組みの策定や各国における取組みの進捗状況に加えて、
- ✓ 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が策定する気候関連開示枠組みの実施にあたり各国が直面する課題

について報告されている。

国際的な枠組みの策定については、ISSB が策定するサステナビリティ関連情報開示の枠組みを実施するにあたって、IAASB（国際監査・保証基準審議会）が保証の基準策定に着手しているほか、IESBA（国際会計士倫理基準審議会）が倫理規定等について改訂の作業に着手している。

暗号資産

- 暗号資産については、FSB から 3 つの報告書が提出され、会議後に公表された議長総括において、これらの議論が歓迎されている。
- FSB からの 3 つの報告書は、具体的には、
 - ・ 第一は、暗号資産に対する 9 つのハイレベルな規制監督上の勧告案に関する報告書であり、金融システム安定にリスクを及ぼす可能性のある全ての暗号資産関連の活動、発行者、サービス提供者に包括的に適用されるものである。
 - ・ 第二は、2020 年 10 月に公表された「グローバル・ステーブルコインの規制・監督・監視に関するハイレベル勧告」の見直しに関する報告書であり、2022 年前半の暗号資産市場の混乱等を踏まえ、償還請求権確保の強化などが図られている。
 - ・ 第三は、これら二つの勧告案の位置づけや、今後の FSB の作業方針に関する報告書である。FSB は、暗号資産及びグローバル・ステーブルコインに対する勧告を 2023 年夏までに最終化させ、その後は 2025 年末までに各法域での実施状況のレビューを行う予定である。
- 国際的な議論を受け、既に米国や欧州等では規制枠組みの整備に向けた動きが本格化しており、今後、FSB の勧告をいかにグローバルに実施していくかについて、議論が深まっていくものと考えている。

7. 経営者保証における監督指針改正に係るパブリックコメントの開始について

- 金融行政方針（令和4年8月31日公表）において、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、あらゆる方策を講じていく旨を記載している。今般（11月1日）、その方策の一部として、監督指針改正に係るパブリックコメントを開始した。

（※）金融行政方針の記載抜粋

（前略）

経営者保証に依存しない融資慣行の確立は重要な課題であり、金融庁として、あらゆる方策を講じていく。例えば、経営者保証を徴求する場合には、保証契約の必要性に係る個別・具体的内容及び保証契約の変更・解除の可能性に関し、事業者に対して、詳細に説明するよう、金融機関に求めていくとともに、金融機関の取組状況についてフォローアップを行う。

- 改正内容に関し、重要なポイントをお伝えする。
 - ・ 1点目は、保証契約を締結する場合には、金融機関が保証人に対し、どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか等の説明をすること、
 - ・ 2点目は、金融機関が保証人に対し、説明をした旨を確認し、その結果等を記録すること、
 - ・ 最後に、経営者保証ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるための取組方針を各金融機関が公表するよう促していくこと

の3点である。

8. 新たな事業再構築のための私的整理法制検討分科会の開催について

- 10月27日、内閣官房に「新たな事業再構築のための私的整理法制検討分科会」が設置された。金融庁もオブザーバーとして参加しており、今後、有識者や金融業界等の意見を聞きながら、具体的な制度設計が進められることになる。

- もちろん、制度設計に当たっては、債権者の財産権等の観点などから、透明性・公平性に十分配慮する必要があるほか、その他にも様々な論点があることは承知している。
- 金融庁として、今後、金融業界の意見も踏まえながら、よりよい制度設計に向けた議論に貢献していきたいと考えているのでよろしくお願いいたします。

9. 地域金融機関の人材仲介機能の高度化について

- 10月28日に、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」が閣議決定され、地域活性化や人への投資に向けた施策として、「地域金融機関等による地域企業への人材マッチング等支援」が盛り込まれた。
- また、11月8日に閣議決定された第2次補正予算案に、地域企業経営人材マッチング促進事業にかかる予算も盛り込まれている。
- REVICareer については、今後も、大企業人材向けに地方で働くことの魅力を発信するイベントの開催をはじめとした周知・広報に取り組むなど施策の充実に努めていく。
- 各金融機関におかれては、地域企業より寄せられた経営人材ニーズに応じていくにあたり、引き続き、REVICareer のご活用もご検討いただきたい。

10. 外国人顧客の口座開設等について

- 2022年10月より、入国者数の上限撤廃等の水際対策の緩和が行われ、国際的な人の往来が活発化するとともに、外国人への銀行口座開設等の金融サービスの提供についても、顧客ニーズがさらに高まることが予想される。

(参考) 今般の経済対策（「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」令和4年10月28日閣議決定）にも、以下の記載が盛り込まれた。

第2章 経済再生に向けた具体的施策

II 円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化

2. 円安を活かした経済構造の強靱化

(2) 企業の国内投資回帰と対内直接投資拡大

(略) ビジネス環境整備の一環として、銀行口座開設の円滑化を含む外国人の法人設立等支援や企業統治改革の加速化等により国際金融センターの実現を図るほか、デジタル原則に照らした規制の点検・見直しや港湾の整備等に取り組む。(略)

- そうした中、金融庁の金融サービス利用者相談室にも、外国人顧客への金融サービスにつき、特に下記の「外国人顧客対応にかかる留意事項」の一部事項に関して、金融機関による適切でないと考えられる対応についての情報が利用者から寄せられている。

(参考)「外国人顧客対応にかかる留意事項」(令和3年6月、抜粋)

(顧客対応における留意点)

- 窓口で口座開設等の手続を行う際、外国人顧客に対し、手続円滑化の観点から、事前記入による申込書等の提出を認めているか(自署欄を除く。)
- 外国人顧客が日本語で会話できない場合や日本語を書くことができない場合は一律に受付不可、といった対応を行っていないか。
- 各種手続において、住所等については日本語での記載を必須とせず、ローマ字による記載を認めているか。

- 各金融機関においては、これまでも、外国人に対する金融サービスの利便性向上に向けて様々な取組みを実施してきたものと承知しているが、業界団体及び各金融機関自らが、現場でどのような顧客ニーズや課題があるのかを把握・確認し、どのような取組みが必要であるかを継続的に検討するなど、PDCAを回していただくよう、改めてお願いしたい。その際、2021年6月に公表した「外国人顧客対応にかかる留意事項」や「取組事例」も活用しながら、継続的に創意工夫を積み重ねていただきたい。
- また、水際措置の緩和に伴い、留学や海外勤務で日本を離れる日本人顧客も増加することが予想される。こうした顧客についても、外国人顧客と同様、利用可能なサービスについて分かりやすく説明するなど、丁寧な対応を行うよう併せてお願いしたい。

11. 障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について

- 2022年10月31日、2022年3月末時点での障がい者等に配慮した取組状況について、アンケート調査結果を公表した。
- 聴覚障がい者の方等向けに、2021年7月より公共インフラとして「電話リレーサービス」が開始されたところ。地方銀行・第二地方銀行では、当該サービスに対応していない銀行もあり、対応している場合でも、マニュアルの整備等の実効性向上のための取組みは一部の銀行に留まっており、対応を進めていく必要。
- 視覚障がい者や自筆困難者等への代読・代筆に係る手続きに関して、「入金書類の代筆を依頼したが拒否された」といったご意見が金融庁にも寄せられている。内規の整備に留まらず、社内研修等を通じた現場職員への周知・対応力の向上が重要。
- 加えて、一部の金融機関では、新規に口座開設する顧客に対して、紙の通帳発行を有料化する動きがあるが、一定の手続きを経た障がい者については、当該手数料を対象外とする金融機関もあると承知。手数料の徴収自体は各金融機関の経営判断事項であると考えているが、障がい者に配慮した事例として紹介するので、アンケート結果とあわせ、今後の取組みの参考としていただきたい。

(参考) アンケート結果概要 (令和4年3月末時点)

- ・聴覚障がい者等からの連絡について、公共インフラとしての電話リレーサービスを用いた連絡に対応している先は全体で54.5% (地方銀行等は66.7%、第二地方銀行は70.3%)
- ・電話リレーサービスを用いた連絡に対応している場合、マニュアル等を整備の上、職員へ周知している先は全体で57.6% (地方銀行等は71.4%、第二地方銀行は80.8%)
- ・電話リレーサービスを用いた連絡に対応している場合、電話リレーサービス利用の際の連絡先について、HP上にバナーを設けるなど、分かりやすい形で表示している先は全体で3.8% (地方銀行等は9.5%、第二地方銀行11.5%)
- ・代読の手続に関する内規の整備状況は全体で97.4% (地方銀行等は96.8%、第二地方銀行は94.6%)

- ・預金取引における代筆手続に関する内規の整備状況は全体で 99.3%（地方銀行等、第二地方銀行は 100%）
- ・社内研修等の職員の障がい者等対応力向上のための取組を実施している先は全体で 78.9%（地方銀行等は 93.7%、第二地方銀行は 86.5%）

12. 国連安保理決議の着実な履行について（北朝鮮関連）

○ 2022 年 10 月 7 日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、2022 年 1 月から 7 月にかけての国連加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と国連加盟国への勧告を含む中間報告書を公表。

○ 同報告書では、

- ・ 北朝鮮が暗号資産関連企業及び取引所等へのサイバー攻撃を継続し暗号資産を窃取していること
- ・ 北朝鮮による石油精製品の不正輸入および石炭の不正輸出が継続していること

等の事案概要や、必ずしも制裁対象ではないが、こうした事案に関与している疑義がある会社名や個人名、船舶の名前について記載。

○ 同報告書を踏まえ、各金融機関においては、サイバーセキュリティ対策を徹底していただくとともに、安保理決議の実効性を確保していく観点から、報告書に記載のある企業や個人、船舶については、

- ・ 融資や付保などの取引が存在するかどうかに関する確認
- ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人等への調査・ヒアリング

などをしっかりと行った上で、適切に対応いただきたい。

13. 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策について

○ 10 月 28 日、円安の進展等に伴うエネルギー・食料品等の物価高騰などの厳しい環境を踏まえ、国民生活や事業活動をしっかりと支え、持続可能な経

済成長を実現する観点から、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」が策定された。

○ 今回の総合経済対策では、①物価高騰・賃上げへの取組、②円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化、③新しい資本主義実現の加速、④国民の安全・安心の確保、の4つの柱に沿って政府として各種施策が取りまとめられたところだが、金融庁からは、

- ・ コロナや物価高騰の影響を受けて厳しい状況にある事業者への資金繰りや事業再生などの事業者支援の徹底、
 - ・ 個人金融資産の貯蓄から投資へのシフトに向けた、NISAの抜本的拡充・恒久化の検討、顧客本位の業務運営を推進する制度整備や金融経済教育を推進するための体制整備、
 - ・ 人的資本の開示を含む非財務情報の開示の充実や四半期開示の見直し、コーポレートガバナンス改革の推進などの市場環境の整備、
 - ・ AIを活用したマネロン対策の高度化の推進、
- などの施策を盛り込んでいる。

○ 金融が実体経済をしっかりと下支えできるよう、必要な施策を着実に実施していくために、金融機関の理解・協力が極めて重要であると考えているので、今後ともよろしくお願ひしたい。

14. 資産所得倍増分科会について

○ 本年末に策定される「資産所得倍増プラン」の検討のため、10月17日、新しい資本主義実現会議の下に資産所得倍増分科会が設置され、議論が開始されたが、金融庁より、国民の安定的な資産形成を促進するための方策について、大きく3点を説明。

- ① 第一に、NISAの抜本的拡充を図ること。8月末に税制改正要望を提出済みであるが、具体的には、国民にとって簡素で分かりやすく、使い勝手のよい制度とする観点から、

- ・ 制度の恒久化や、非課税保有期間の無期限化、年間投資枠・非課税限度額の拡大のほか、
- ・ つみたてNISAを基本としつつ、一般NISAの機能を引き継ぐ「成長投資枠（仮称）」の導入
- ・ つみたてNISAの対象年齢を未成年者まで拡大すること

などを要望している。

② 第二に、金融事業者や企業年金等について、顧客等の利益を第一に考えた立場からの業務運営を求めるための制度のあり方について検討を進めるとともに、顧客に対して中立的で信頼できる助言サービスの提供を促すための仕組みを検討すること。

③ 第三に、国民の金融リテラシー向上に向けた取組みを強化するため、国全体として、中立的立場から、金融経済教育の機会提供を推進するための体制を検討すること。

○ 現時点において引き続き検討段階であるが、方向性が固まれば改めて説明する。国民の安定的な資産形成を実現する上で、金融機関の理解・協力が重要であると考えている。特に、第三で申し上げた金融経済教育については、各実行主体のリソースの戦略的・効果的な活用や中立性の確保等から、官民の連携強化が極めて重要であると考えており、新たに検討する体制の運営において、各金融機関の協力が必須であると考えているので、今後とも宜しくお願いしたい。

15. インボイス制度への対応について

○ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始（令和5年10月1日）まで1年を切った。適格請求書を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要がある。なお、令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）」となるための原則的な期限は令和5年3月末。

- これまで、金融庁としては、インボイス制度の円滑な導入に向けて、講師派遣依頼に関する案内や、登録申請開始に関する業界宛の会員事業者への案内依頼等のほか、金融機関向けに財務局単位で実施する税制改正等の説明会において、インボイス制度への対応についても周知してきたところ。
- すでに、金融機関の中には、金融機関自身が、事業者支援の取組みの中で、取引先など地域の中小企業に対してインボイス制度への対応のサポートを行っていただいている事例もあると聞いているところ、各金融機関におかれては、インボイス制度の円滑な導入に向けて、引き続き協力をお願いしたい。
- 特に、インボイス制度に関する周知・広報等を実施される場合には、税務当局より講師派遣を行うことが可能であるので、積極的に活用いただきたい。

(以 上)